

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで  
夫の分と一緒に免除申請していたはずなのに、夫だけが免除とされ、私の分が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に免除申請を行っていたとして、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立期間については、申立人の夫の保険料は免除されており、昭和 51 年 7 月から、申立人の夫が国民年金の被保険者資格を喪失する平成 2 年 8 月までは、申立期間を除き夫婦共に免除されていたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、免除申請の手続はすべて自分が行っていたとしており、申立期間当時、申立人自身は収入が無く、申立人の夫の事業も厳しい状況にあり、生活は苦しかったとしていることから、申立人の夫についてのみ免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、A 村では、当時、免除申請があった場合、本人以外の配偶者や世帯主の状況を含めて承認の適否が判断されていたことから、夫婦共に申請されていれば、片方のみが承認されることは考え難いとしている。

加えて、申立人は、生活が苦しい中でも、免除となっていた保険料を納められるときはできるだけ追納していたとしているところ、夫婦共、追納していることが確認できることから、申立人は年金制度への理解が深かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年8月までの期間、48年1月から同年7月までの期間、52年2月から同年10月までの期間、53年9月から54年4月までの期間、55年5月から同年7月までの期間、57年4月から58年1月までの期間、59年2月から同年6月までの期間及び59年8月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年8月まで  
② 昭和48年1月から同年7月まで  
③ 昭和52年2月から同年10月まで  
④ 昭和53年9月から54年4月まで  
⑤ 昭和55年5月から同年7月まで  
⑥ 昭和57年4月から58年1月まで  
⑦ 昭和59年2月から同年6月まで  
⑧ 昭和59年8月から60年2月まで

20歳の時、A事業所の船に乗っており、下船する際に強制的に国民年金に加入させられたことを記憶している。保険料の納付については、B村役場に現金を持参して納めていた。結婚前は自身で納付しており、結婚後は妻に納付を依頼していたので、船員保険と船員保険の間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間である船員保険に加入していない期間について、役場ではいつ下船したか把握しているので自動的に船員保険から国民年金に切り替えられ、役場から保険料を請求されて納付していたとしているが、B村では、船員保険被保険者の資格喪失及び取得について把握することはできず、自動的に船員保険から国民年金に切り替えることも無いとしてお

り、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の被保険者の状況から、昭和62年6月ごろに払い出されたものと推認され、被保険者資格取得日は同月26日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人に対し納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人が20歳に到達した昭和44年7月の時点では、申立人はC市に住民登録していることが確認できるが、同市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人は同年10月以降、B村以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立人は、国民年金への加入手続について、20歳到達時に乗船していたA事業所所属の船舶の事務長から国民年金への加入の必要性を説明され、下船の際に同事務長から船員手帳と共にオレンジ色若しくは青色の年金手帳を渡されたと主張しているが、申立人が当該船舶に係る船員保険被保険者資格を喪失した昭和44年7月の時点では、オレンジ色及び青色の年金手帳は発行が開始されておらず、同年に国民年金に加入したとする申立人の主張には不自然な点がみられる。
- 3 申立人は、申立期間のうち、結婚した昭和52年9月以降の期間については、申立人の妻が夫婦二人分の切替手続及び保険料納付を行っていたとしているが、仮に、申立人に係る船員保険から国民年金への切替手続が行われていたとすれば、申立人の妻に係る国民年金の加入種別は、任意加入から強制加入又は強制加入から任意加入と変更される必要があるが、B村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻の加入種別は、結婚した52年9月から60年3月まで強制被保険者のままとなっており、申立人の妻が、申立人に係る切替手続を行っていたものとは考え難い。
- 4 申立期間は8回に及び、行政機関がこれだけの回数事務処理を続けて誤ることは考え難い。
- 5 申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年11月まで  
義母が国民年金に加入していたので、私の国民年金保険料も納付していたと思う。未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が国民年金に加入していたので申立人の国民年金保険料も納付していたと思うとしているが、申立人自身の関与が無く、申立人の義母は既に他界している上、申立人の義母から申立人の国民年金について聞いたことがあったかどうか分からないとしているなど、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから任意加入対象期間となる所、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和39年12月21日に国民年金へ任意加入している。制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間となる。未加入者には国民年金手帳が発行されないことから、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年1月13日に払い出されているが、申立人は、34年1月20日以降、A市（現在は、B市）から住所を移動していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、当時まだ学生だったので、申立期間の国民年金保険料は父が家族の分と一緒に納付していた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、申立期間当時、20 歳以上であった家族 6 人のうち、同居していた申立人の兄を除き、学生で県外に居住していた申立人、申立人の父自身、申立人の母及び申立人の祖父母の 5 人分の保険料を納付したとしているが、一方で、申立人の兄は、申立期間当時の保険料は申立人の父に納付してもらっていたので申立人の兄自身は保険料を納付していなかったとしており、同期間における申立人の兄の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の父と申立人の兄の供述は符合しない上、社会保険庁のオンライン記録によると、保険料の納付年月日を確認できる申立期間直後の、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、申立人の父、申立人の母及び申立人の兄は、同一年月日に保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、学生で県外に居住していたが、A 市（現在は、B 市）から住民票は異動していなかったことから、国民年金への加入手続は A 市在住の申立人の父が行ってくれたとしているが、C 社会保険事務所では、A 市における申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無いとしており、A 市では納付書が発行されることは無いことから、申立人の父は申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に現在付与されている国民年金手帳記号番号は、前後の番号の状況から、昭和 63 年 8 月以降に D 社会保険事務所から払い出されたもの

と推認でき、同年8月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年2月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年2月まで  
② 昭和49年4月から51年3月まで

私は、国民年金保険料を納付していた。免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を免除されたことは無く、毎月、保険料を納付していたとしているが、A町作成の国民年金被保険者名簿によると、昭和44年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料を54年3月から57年4月までにかけて追納していることが確認できることから、保険料が免除されたことは無いとする主張とは矛盾する。

また、社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金保険料は、昭和37年1月から法定免除されており、申立人の長男によると、以前、申立人から免除の話を聞いたことが有り、37年以降も収入が安定せず、免除期間が数回あったかもしれないと述べるなど、申立人と申立人の長男の主張に食い違いがみられる。

さらに、申立人は、先に農業者年金に加入し、その後に国民年金の保険料を納付していたとしているが、独立行政法人農業者年金基金によると、申立人は、昭和46年1月1日から農業者年金に加入していることが確認できることから、36年4月以降、国民年金保険料を毎月納付してきたとする申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 49 年 9 月まで

私は、申立期間の保険料は、当時住んでいた区の出張所で納めていたの  
で、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 25 歳になった昭和 42 年ごろ、A 市から B 区に転入した  
としており、戸籍の附票によれば 42 年 2 月に B 区へ転入したことが確認でき  
る。一方で、申立人は、昭和 40 年か 41 年春に B 区で国民年金への加入手続  
を行ったとしているが、制度上、住民登録をしていない市区町村において国  
民年金への加入手続を行うことはできない。

また、申立人は、B 区で初めて国民年金への加入手続を行ったとしてい  
るが、申立人が加入当初から所持しているとする年金手帳に記載された国民年  
金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月に A 市から払い出されており、B 区で払い  
出されたものではないことから、B 区で初めて国民年金への加入手続を行っ  
たとする申立人の主張には不自然な点がみられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付書により納付したと  
しているが、B 区では、納付書の使用は昭和 45 年 7 月からとしており、申立  
期間の一部は、納付書により納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連  
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して  
いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ  
とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月及び同年7月  
無職で、主婦をしていた当時、A市役所に行き、サラリーマンの妻として、第3号被保険者になるための手続をした。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、専業主婦であったため、申立期間については国民年金の第3号被保険者に該当するはずであると主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間のうち、昭和61年6月については、申立人の元夫が厚生年金保険被保険者ではないことから、同年同月について、申立人は国民年金の第3号被保険者になることはできなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和61年7月については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の元夫は厚生年金保険被保険者となっており、その際に申立人は、再度第3号被保険者になるための届出が必要であったが、申立人は、届出を行っておらず、届出を行ったのは同年4月から第3号被保険者となるための一度だけであるとしていることから、同年7月についても、申立人が第3号被保険者となることはできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。